

## 郵便入札約款

### (目的)

第1条 東金市外三市町清掃組合の発注に係る建設工事、製造の請負、測量及び設計等の委託、物品の買入れ、物品の借入れ及び役務の提供に係る競争入札を郵便入札で行う場合における入札その他の取り扱いについては地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び東金市外三市町清掃組合財務規則（平成15年規則第1号）その他の法令に定めるもののほか、この郵便入札約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案及び現場説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書の提出は、簡易書留又は一般書留のいずれかの郵便物とし、併せて配達日指定郵便によるものとする。持参した入札書は受理しない。

3 郵送先は、当該入札に係る入札公告又は指名通知（以下「公告等」という。）で定められたとおりとする。

4 入札書は、別記第1号様式により作成し、入札（開札）日、宛名、住所、商号又は名称、代表者職氏名、入札の件名、履行場所（物品の場合は、「品名及び数量」とする。以下同じ。）入札金額及びくじ番号を明記すること。

5 入札書の郵送は、前項により作成した入札書、入札金額内訳書（当該入札に係る公告等で提出が定められた場合に限る。）を封筒に入れ封かん（のり付け）、封印（割印）し、表面に公告等で定められた郵送先（郵便番号、住所、契約担当課名）及び入札書在中の旨を明記し、裏面には、入札の件名、履行場所、開札日時、入札参加者の住所、商号又は名称を記載し、提出しなければならない。

6 入札書は入札参加者1者につき1通とし、また、一つの封筒に2通以上の入札書を同封してはならない。

7 入札参加者は、東金市外三市町清掃組合入札参加資格審査の申請をした代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。）とする。

8 入札参加者は、入札書を郵便により提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 郵便物に関する事項は、郵便に関する法令等によるものとする。

### (入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、別記第3号様式による入札辞退届を次の各号に掲げるところにより契約担当者に申し出るものとする。

- (1) 直接持参する場合にあっては、開札開始日時までとする。
  - (2) 郵送により提出する場合にあっては、開札日前日までに到達するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札開始日時までに入札書又は入札執行の完了に至るまでに辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札参加者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。  
ただし、制限付き一般競争入札にあっては、入札参加資格の地域要件が「設定なし」「千葉県内に本店を有する者」若しくは「千葉県内に本店又は入札、契約等の権限を委任された支店がある者」とされた入札にあってはこの限りではない。
- 3 当該入札の公告等の後、天災等予測できない事由により、郵便が停滞し、入札の競争性、公平性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 年間委任状の受任者以外の代理人がした入札
- (3) 公告等で定められた誓約書（別記第2号様式）が郵送されていない入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）
- (5) 入札書の記名押印を欠く入札
- (6) 入札書の金額を訂正した入札
- (7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合であると認められる入札
- (9) 入札の金額が0円の入札
- (10) 最低制限価格を設けている場合において、最低制限価格を下回る金額での入札
- (11) 第2条第2項に定める方法以外で提出した入札
- (12) 第2条第3項に定める場所以外の場所に郵送した入札
- (13) 入札参加者1者につき複数郵送した入札及び一つの封筒に2通以上の入札書を同封した入札
- (14) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札の場合において、入札金額内訳書の提出

がない又は入札金額内訳書に重大な不備のある者のした入札

(15) 事後審査方式による制限付き一般競争入札の場合においては、提出期限までに入札参加資格を確認する資料を提出しなかった落札候補者のした入札

(16) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けていない場合においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各者の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札をした者がいないときは、再度の入札を行うことができる。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、当該再度入札の前の入札書が無効になった者以外の者とする。

(入札の不調)

第10条 開札の結果、予定価格の範囲内で有効な入札がない場合は、入札を不調とする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（東金市外三町清掃組合条例第4号）第2条に規定する契約に該当する場合は仮契約）を締結しなければならない。

ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格停止等の措置を講ずるものとする。

(契約の保証)

第12条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結に際し、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の各号のいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 金融機関等（金銭保証人）の保証書

- (2) 債務履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証書」
- (4) 契約保証金（現金）納付の場合は「歳入歳出外現金払込書兼領収書」
- (5) 契約保証金に代わる担保としての有価証券の提供の場合は「保管証券」

（契約保証金に対する利息）

第13条 契約保証金を納付した者は、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（異議の申立）

第14条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案、現場説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（電磁的な方法による処理）

第15条 本約款に規定する入札公告、通知及び質問は、電磁的な方法によることもできるものとする。

2 本約款に規定する通知において、複数の事業に該当する業者がある場合は、同時に複数の通知ができるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この約款は、令和5年4月1日から施行する。

（適用）

2 この約款は、この約款の施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。